

上松町結婚新生活支援補助金 支払対象期間と申請可能期間について

申請可能期間 支払対象期間

この期間内に住居費用と引越費用を支払う必要があります。

例① R3.4.1に婚姻届を提出した場合

R3: 1月 2月 3月 4月(婚姻) 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

R4: 1月 2月(締切) 3月 4月

解説 4～12月に婚姻届を提出した場合、申請は婚姻日から翌年の2月末の間までに申請をしなければなりません。
例①で家賃を対象費用とする場合、「4月～翌年2月の計11か月分」を対象とすることができます。

…そのため
12月に結婚した夫婦（結婚前の同居歴なし）が家賃を対象経費とする場合は、最大でも3か月分が限度となります。

住居費用とは？

- ・住宅の新築費用
- ・住宅の購入費用
- ・住宅の賃借料（家賃）※
- ・敷金
- ・礼金
- ・共益費
- ・仲介手数料
- ・保証金等

※勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、その手当分は対象外です。

例② R3.4.1に婚姻届を提出したが、R3.1.1から同居を始めていた場合

R3: 1月(同居) 2月 3月 4月(婚姻) 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

R4: 1月 2月(締切) 3月 4月

解説 4～12月に婚姻届を提出しているも、それより以前に同居をしていた場合は、同居開始日から対象期間としてカウントすることができます。
（※ただし、その年の1月より以前の期間は対象外です）
例②の場合、最大で「1月～翌年2月の計14か月分の家賃」を対象費用に出来ます。

引越費用とは？

新築or購入or賃借した住居へ引越をした際の引越業者への支払費用のことです。

※引越に伴う備品や家具の購入費は対象外です。

例③ R4.1.1に婚姻届を提出した場合

R4: 1月(婚姻) 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

R5: 1月 2月(締切) 3月 4月

解説 1～3月に婚姻届を提出した場合も申請期限は翌年の2月末までとなります。（※ただし、令和3年の1～3月に結婚した夫婦は対象外です）
例③の場合も、例②と同様に最大「1月～翌年2月の計14か月分の家賃」を対象費用に出来ます。

住居費用+引越費用=対象経費

例	
家賃	月3万×5か月分=15万円
共益費	月2千×5か月分=1万円
敷金	6万円
礼金	5万円
引越費	3万円
合計	30万円